

9月20日～26日は、 動物愛護週間です！



『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

犬や猫などを家族の一員として迎え入れることを考えると、これからの生活に楽しい想像ばかりがふくらみます。しかし、動物との暮らしを始めることは、「命を預かる」ということで、とても大きな責任が伴うことでもあるのです。この機会に人と動物が仲良く暮らすためにはどうすればよいか考えてみましょう。

◎最後まで飼えますか？

犬や猫の寿命は、10年以上です。寿命の限り、日々の世話を続けなければなりませんし、しっかりとしつて、ご近所にも受け入れられるような飼い方もしなければなりません。また、病気の時は獣医さんに診てもらいましょう。生き物ですから経済的にも負担になります。理想との違いから後悔しても、安易に捨てることはできません。どんな事情であれ、途中で飼うことを放棄すれば、それはペットにとって「死」を意味することがほとんどです。

県内では、毎年約8,000匹の犬や猫が殺処分され、そのうち約2,500匹は飼い主から引き取られたものです。

また、無責任に捨ててしまえば、犯罪行為として『動物愛護管理法』により50万円以下の罰金に処せられます。何があっても最後まで飼いつける覚悟が持てない場合は、飼わないことも立派な動物愛護です。

◎ペットに不妊・去勢手術を！

「うちの子に手術なんてかわいそう！」「このような理由で不妊・去勢手術を行わない飼い主の方が多数います。しかし、「子どもが生まれてしまったけどもらい手が見つからない」と殺処分を依頼するのも、このような飼い主の方が多いのも事実です。不妊・去勢手術をすることも、動物への愛情です。「引越で飼えなくなった」「飼い主

にほえるようになった」などの理由で、楽しかった思い出と一緒に処分される元家族たち。人間の都合で奪われる不幸な命を無くすために、もう一度動物との付き合い方について考えてみましょう。

☆ペットを飼う前に

- ・飼う目的を考えましょう。
- ・住宅環境やライフスタイルにあったペットを選びましょう。
- ・愛情と責任を持ち、最後まで飼いましょう。
- ・習性、生理、生態を理解しましょう。
- ・法令や病気についての知識を持ちましょう。

☆犬の飼い主の皆さんへ

- ・犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。
- ・毎年1回、狂犬病予防注射をうけましょう。
- ・しつけをしましょう（生後3カ月頃から始めましょう）。
- ・フンは飼い主が責任を持って処理しましょう。
- ・放し飼いはやめましょう。
- ・繁殖を希望しない場合は不妊・去勢手術をしましょう。



☆猫の飼い主の皆さんへ

- ・猫は放し飼いが一般的ですが、猫の安全と健康管理のためにも屋内で飼いましょう。



お済みですか？ 愛犬の登録と注射

犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務づけられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内（子犬は生後91日になったら）に登録しなければなりません。また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射をし、「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し、「注射済票（交付手数料550円）」の交付を受けてください。

- ・トイレのしつけをしましょう。
- ・名札や目印となるものをつけましょう。
- ・繁殖を希望しない場合は不妊・去勢手術をしましょう。
- ・近隣への配慮を忘れず、ルールやマナーを守って家族の一員であるペットと仲良く暮らしましょう。

年金

あれこれ

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、
公的年金に必ず加入します

国民年金は、老齢、障害、死亡などの事態に、基礎的な生活保障をするため、すべての人に共通の基礎年金を支給する制度です。厚生年金や共済組合の加入期間がある方には、それぞれの加入期間分の年金が基礎年金に上乗せして支給されます。

公的年金の被保険者は3種類

第1号被保険者…自営業、学生等でない方
第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない方

加入手続／町民課に届け出をします。
保険料／月額14,660円（平成21年度）
納付方法／①納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納付、②口座振替で納付（電子納付）、③クレジットカードで納付、④インターネット等で納付（電子納付）

住所変更手続／町民課に届け出をします。
第2号被保険者…厚生年金、共済組合の加入者（会社員、公務員）

加入手続／勤務先に届け出をし、勤務先が社会保険事務所に届け出をします。
保険料／給与から天引きされます。
住所変更手続／勤務先に届け出をし、勤務先が社会保険事務所に届け出をします。

第3号被保険者…第2号被保険者に扶

養されている配偶者
加入手続／第2号被保険者の勤務先に届け出をし、勤務先が社会保険事務所に届け出をします。

保険料／第2号被保険者の加入する厚生年金等の制度全体が負担しますので、個別に納める必要はありません。
住所変更手続／第2号被保険者の勤務先に届け出をし、勤務先が社会保険事務所に届け出をします。

電話や戸別訪問によるご案内

国民年金保険料が未納と思われる期間がある場合、社会保険事務所の職員や国民年金推進員のほか、委託された業者が納付や申請免除制度などのご案内を行っています。土・日曜日、夜間も、電話や訪問をします。ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。国民年金保険料の納め忘れがあると、将来老齢基礎年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりします。また、思わぬ事故や病気のために、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。年金権を守るため、納め忘れがないように注意しましょう。

不審電話にご注意を

社会保険事務所の職員等を装って、ご家族の勤務先や電話番号などを聞きだそうとしたり、保険料をだまし取ろうとしたりする事件が発生していますので、ご注意ください。

問い合わせ／国民年金電話相談センター
（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ ～9月に新しい被保険者証をお送りします～

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証（保険証）の有効期限が、平成21年9月30日までとなっている方を対象に、新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便で郵送します（納税相談を要する世帯は除きます）。

保険証が届いたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。また、社会保険など他の健康保険に加入したときは、必ず届け出をお願いします。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は、平成22年9月30日となっています。ただし、平成22年9月30日より前に、75歳に到達する方や、退職被保険者で65歳に到達する方とその被扶養者*等は、有効期限が異なる場合があります。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合（1割または3割）が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証を併せて提示してください。

※被扶養者とは…退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している配偶者および3親等以内の親族

こんな方は必ず届け出を…

国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度は、会社等を退職して、年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象となります。該当すると思われる方は届け出をお願いします。なお、届け出により退職被保険者に該当する場合でも、医療機関等での窓口負担や国民健康保険税の額は変わりません。

対 象／次の①と②のいずれにも該当する方とその被扶養者

- ①国民健康保険に加入する65歳未満の方
 - ②厚生年金や各種共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上もしくは、40歳以降10年以上ある方
- 必要なもの**／年金証書、印鑑、保険証

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。